

# 通所介護及び総合事業契約書

\_\_\_\_\_  
様（以下「利用者」といいます）とデイサービスセンターみょうぎ、サテライトたかた（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う通所介護及び総合事業について、次のとおり契約いたします。

## 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通所介護及び総合事業を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

## 第2条（契約期間）

1. この契約の契約期間は令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文章により契約満了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

## 第3条（通所介護・総合事業計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望に踏まえて、「居宅サービス契約」に沿って「通所介護及び総合事業計画」を作成し、内容を利用者及びその家族に説明します。また、通所介護計画及び総合事業計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認します。

## 第4条（通所介護及び総合事業の提供場所・内容）

1. 通所介護及び総合事業の提供場所は、デイサービスセンターみょうぎ、サテライトたかたです。所在地および設備の概要は【重要事項説明書】のとおりです。
2. 事業者は、第3条に定められた通所介護及び総合事業計画に沿って通所介護及び総合事業を提供します。事業者は通所介護及び総合事業の提供にあたり、その内容について利用者に説明します。
3. 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に沿うようにします。

#### 第5条（サービス提供の記録）

1. 事業者は通所介護及び総合事業の実施ごとにサービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後5年間保管します。
2. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
3. 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

#### 第6条（利用料金の支払い）

1. 利用者はサービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用者単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
2. 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付し、翌月10日までに利用者へ送付します。
3. 利用者は、当月の料金の合計額を翌月20日までに（1. 現金集金 2. 口座自動引き落とし）の方法で支払います。
4. 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。
5. 利用者は、食事の提供に要する費用とおむつ代等利用者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。

#### 第7条（サービスの中止・変更・追加）

1. 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の当日午前8時までに通知することにより、料金を負担することなくサービス提供を中止することができます。
2. 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、通所介護及び総合事業の実施が困難と判断した場合、ご家族に連絡の上適切に対応します。
3. 利用者は、利用期日前において、通所介護及び総合事業サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービス実施日の前日までに申し出るものとします。
4. 事業者は、利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を提示して協議するものとします。

#### 第8条（料金の変更）

1. 事業者は、利用者に対して、事前に文書で通知することにより利用料金および食費等の単価の変更（増減または減額）を申し入れることができます。

2. 利用者に料金の変更を事前に文章で通知することにより新たな料金についての同意を得るものとします。
3. 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

#### 第9条（契約の終了）

1. 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することができます。但し、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解除することができます。
2. 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1か月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
  - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - ② 事業者が守秘義務に反した場合
  - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず20日以内に支払われない場合
  - ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、3か月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが、明らかになった場合
  - ③ 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背任行為を行った場合
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

#### 第10条（秘密保持）

1. 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3. 事業者は、サービス提供する上で必要がある場合、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いることがあります。

#### 第 11 条（利用者の施設利用上の注意義務等）

利用者は、事業所施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。また、故意又は重大な過失により減資失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。但し、利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

#### 第 12 条（損害賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。第 10 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

#### 第 13 条（緊急時の対応）

事業者は、現に通所介護及び総合事業の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族または緊急時連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

#### 第 14 条（相談・苦情処理）

事業者は、利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、通所介護及び総合事業に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

#### 第 15 条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法等の定めるところを遵守し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

#### 第 16 条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

## 利用者の個人情報の利用目的の通知及び

### 第三者に対する提供に関する同意書

デイサービスセンターみょうぎ、サテライトたかたは、利用者からご提供いただいた利用者本人及び家族に関する個人情報を、下記の目的以外に利用しないことをお知らせいたします。

#### 【利用者の個人情報の利用目的】

- 利用者への介護サービス提供
- 介護保険事務
- 利用者のために行う管理運営業務（介護サービス利用の管理、会計、事故報告、介護・医療サービスの向上）
- 施設のために行う管理運営業務（介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料の作成、学生などの実習への協力、職員の教育のために行う事例研究など）
- SNS 等の情報公表のため

なお、下記の利用目的のためには、利用者及び家族の個人情報を第三者に提供することがあります。

#### 【利用者の個人情報を第三者へ提供する場合】

- 介護保険事務などの施設業務の一部を外部事業者へ業務委託を行う場合
- 他の介護事業者との連携（サービス担当者会議など）、連絡調整等が必要な場合
- 利用者の受診に当たり、医師に介護記録やケアプランを提供する場合
- 家族への心身状態や生活状況の説明
- 研修等の実習生やボランティアの受け入れにおいて必要な場合
- 損害賠償保険などの請求に係る保険会社等への相談または届出等

「指定通所介護」「総合事業通所型」 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(群馬県指定 第1071000861号)

1. 事業者

法人名	株式会社 妙義会
法人所在地	群馬県富岡市妙義町上高田 653 番地
電話番号	0274-64-9851
代表者氏名	代表取締役 竹内 剛尊
設立年月	平成 26 年 7 月 2 日

2. 事業者の概要

事業所の種類	指定通所介護事業所・平成 28 年 2 月 1 日指定 指定介護予防通所事業所・平成 28 年 2 月 1 日指定 群馬県 1071000861 号
事業所名	デイサービスセンター みょうぎ
所在地	郵便番号 370-2411 群馬県富岡市妙義町上高田 639 番地
事業所名	デイサービスセンター みょうぎ サテライト たかた
所在地	郵便番号 370-2411 群馬県富岡市妙義町上高田 653 番地
電話番号	0274-64-8821
管理者	佐藤 孝俊
利用定員	58 名 (サテライトを含む)
通常のサービス提供地域	富岡市 安中市

3. 事業実施地域

事業の実施地域	富岡市 安中市
営業日	月曜日～日曜日 年末年始営業致します (サテライトは日曜・年末年始休み)
営業時間	午前 8 時 00 分～午後 5 時 00 分
サービス提供時間	通常のサービス提供時間 8 時間以上 9 時間未満
延長サービス提供時間	尚、延長加算は、9 時間を超えた部分につき加算する。 1 時間以内 【延長 1 時間】 2 時間以内 【延長 2 時間】 3 時間以内 【延長 3 時間】

#### 4. 事業の目的と運営方針

事業の目的	当事業所は、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護または総合事業を提供することを目的とする。
運営の方針	当事業所の従業者は、要介護者または要支援者・事業対象者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅に置いて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

#### 5. 職員の配置状況

職 種	人 員
管理者	1名【サテライトと兼務】
① 事務担当職員	1名以上【サテライトと兼務】
② 看護職員	3名以上【サテライトと兼務】
③ 生活相談員	3名以上【サテライトと兼務】
④ 介護職員	8名以上【サテライトと兼務】
⑤ 機能訓練指導員	2名以上【サテライトと兼務】
⑥ 調理員	2名以上【サテライトと兼務】

#### 6. 当事業所が提供する通所介護・総合事業サービスの内容

- (1) 生活相談 生活全般にわたる相談や援助等を行います。
- (2) 介護サービス レクリエーションや創作活動、カラオケ等多岐にわたる余暇活動を提供します。
- (3) 健康チェック ご利用毎の血圧・体温・脈拍の測定、また、月1回の体重測定により、利用者の健康管理を行います。
- (4) 送迎 リフト付ワゴン車でご自宅まで送迎します。送迎車の乗降、車両内での安全確保のために、介助のための人員を配置します。
- (5) 給食サービス 栄養バランスを考え、季節感ある楽しい食事を提供します。
- (6) 入浴サービス 一般浴・機械浴槽があり、介助員が必ず付いて安全に入浴サービスを提供します。
- (7) 延長サービス 営業時間内での延長サービスが受けられます。急な用事で遅くなる時でも安心です。夕食サービスもしております。
- (8) 宿泊サービス 利用者の心身の状況や、またご家族様の急な都合、負担軽減のためサービスを行います。

## 7. 通所介護サービスの利用料金

【介護費 通所介護（大規模Ⅱ）】 (1日あたり)

所要時間 / 要介護度	5 時間以上	7 時間以上	8 時間以上
	6 時間未満	8 時間未満	9 時間未満
要介護 1	5 2 5	6 0 7	6 2 3
要介護 2	6 2 0	7 1 6	7 3 7
要介護 3	7 1 5	8 3 0	8 5 2
要介護 4	8 1 2	9 4 6	9 7 0
要介護 5	9 0 7	1, 0 5 9	1, 0 8 6

- \* 送迎は利用料金に含まれます。送迎をしない場合は片道 47 単位減算いたします。
- \* 事業実施地域を超えて行う送迎の費用として、1 km毎に 30 円がかかります。
- \* 2 時間以上 3 時間未満は、心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者が対象となります。

【その他料金】 (1日あたり)

入浴介助加算	40 円(1 回)	
食事代	昼食	650 円 (おやつ代含む)
	夕食	550 円

- \* 上記記載の介護費に介護職員等処遇改善加算Ⅱ口とサービス提供体制加算（Ⅱ）利用 1 回につき 18 円が上乗せされます。また、基準限度額には含まれません。
- \* その他、おむつ代、歯磨き粉等、レクリエーションにかかる費用等は自己負担となります。
- \* 上記の自己負担額は、介護保険適用時の金額です。
- \* 介護保険適用でも、保険料の滞納等の理由により、事業者には保険給付金が支払われない場合は、一旦利用料金の全額を利用者に負担していただくこととなります。

## 8. 総合事業サービスの利用料金 (1 か月あたり)

要支援 1	1, 798 円
要支援 2	3, 621 円

- \* いずれも送迎・入浴は利用料金に含まれます。

但し、事業実施地域を超えて行う送迎の費用として、1 km毎に 30 円がかかります。

食事代（1 食につき）	650 円
-------------	-------

- ◆ 上記記載の介護費に介護職員等処遇改善加算Ⅱ口とサービス提供体制加算（Ⅱ）要支援 1 の方、1 か月に 72 円・要支援 2 の方、1 か月に 144 円が上乗せされます。また、基準限度額には含まれません。
- ◆ その他、おむつ代、歯磨き粉代等、レクリエーションにかかる費用等は自己負担となります。
- ◆ 上記の自己負担額は、介護保険適用時の金額です。

- ◆ 介護保険適用でも、保険料の滞納等の理由により、事業者には保険給付金が支払われない場合は、一旦利用料金の全額を利用者に負担していただくこととなります。

## 9. 利用料金のお支払方法

- (1) 口座引き落とし・・・ 所定の手続きにより、利用者の口座から引き落としさせていただきます。
- (2) 現金集金・・・・・・ 所定の利用者負担金徴収票をお渡ししますので、次回利用時にお持ちください。

以上の中からご契約の際にお選びください。

## 10. キャンセル料について

利用予定日の当日になってサービスの利用をキャンセルさせた場合、食事の提供に要する費用（650円）をキャンセル料として申し受けます。

尚、利用者のご都合によりサービスを中止する場合、利用日の当日午前8時までにご連絡ください。

## 11. 相談、要望、苦情等の窓口

通所介護サービス等に関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出ください。

(1) デイサービスセンター みょうぎ

(2) サテライトたかた TEL 0274-64-8821

○苦情受付窓口（担当者）

生活相談員 須原 香代

○受付時間 毎週月曜日から日曜日

午前8時00分～午後5時00分

(2) 行政機関の苦情受付

○富岡市役所 高齢介護課 介護保険係 TEL 0274-62-1511

○安中市役所 介護保険課 TEL 027-382-1111

○国民健康保険団体連合会 介護保険課 TEL 027-290-1323

## 12. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、下記の緊急連絡先に連絡の上必要に応じて、主治医、救急隊、居宅介護支援事業者に連絡いたします。

## 13. 事故発生時の対応

通所介護及び介護予防通所介護・総合事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必

要な措置を行います。

通所介護及び総合事業通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。また、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

#### 14. 秘密保持等

事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

但し事業者は、介護保険に関する法令に従い、サービス提供をする上で必要がある場合にこれを円滑に実施する為、事前に文書で同意を得たうえで、サービス担当者会議等において個人情報を使用させていただきます。

#### 15. 第3者による評価の実施状況

第3者による 評価の実施状況	あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	なし		

#### 16. 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待や身体拘束の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待・身体拘束防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待の発生、またはその再発を防止するための委員会の設置、指針の整備、従業者への研修の実施を行います。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 利用者に虐待や許可のない身体拘束の事実が確認された場合は、速やかに必要な措置を講じます。

#### 17. BCP(業務継続計画)について

当事業所は、特定非営利活動法人妙義会、株式会社妙義会と常に情報を共有し、災害や感染症などの発生時に備え、平時より以下の項目を規定しております

##### 災害に備えた BCP

##### (1) 平時時

- 平時時より地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関(行政・自治会・職能・事業所団体など)と良好な関係を構築する。そのうえで、災害に伴い発生する

安否確認やサービス調整等の業務に適切に対応できるよう、他の居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、地域の関係機関と事前に検討・調整する。

## (2) 災害が予想される場合

- 自サービスについても、災害等で甚大な被害が想定される場合などにおいては、休止・縮小を余儀なくされることを想定し、その際の対応方法を定めておくとともに、他の居宅介護支援事業、居宅サービス事業所、地域の関係機関に共有の上、利用者や家族に説明する。

## (3) 災害発生時

- 市街発生時で、事業が継続できる場合には、可能な範囲で、個別訪問等により早期の状態把握を通じ、居宅サービスの実施状況の把握を行い、被災生活により状態の悪化が懸念される利用者に対して、必要な支援が提供されるよう、居宅サービス事業所、地域の関係機関との連絡調整等を行う。

## 感染症等に備えた BCP

### 基本方針

本計画は、以下の基本方針を軸にその対応にあたるものとする

- ① 利用者の安全確保  
利用者は重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じる恐れがあることに留意して感染拡大防止に努める
- ② サービスの継続  
利用者の健康・身体・声明を守る機能を維持する
- ③ 職員の安全確保  
職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める

### 感染拡大防止体制の確立

- 保健所と連携し濃厚接触者の特定への協力、感染対策の指示請訓
- 濃厚接触者への対応として、自宅待機や他事業所との調整
- 備品の確保・在庫やルートの確認
- 事業所内・グループ法人内での情報共有。家族との連携。自治体との連携
- 従業員のメンタルヘルス・労務管理・相談窓口の設置
- 関係機関・地域等への説明、好評、取材対応

※BCP に関しましては、グループ法人としてのマニュアルを事務所内の閲覧可能ファイルに閉じてあります。

## 18. ハラスメント対応としての取り組み

当事業所は、特定非営利活動法人妙義会、株式会社妙義会、株式会社みらいと常に情報を共有し、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、以下のハラスメント対策に取り組んでいます。

- (1) 事業者としての基本方針の決定
- (2) 報告・相談しやすい窓口の設置
- (3) PDCA サイクルを応用した対策等の更新

#### 19. 身体拘束等の原則禁止

- 事業所は、指定通所介護の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
- 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとします。

令和 年 月 日

通所介護及び総合事業サービスの提供開始にあたり、利用者に対し本書面に基づき契約し、及び重要事項の内容、個人情報の利用目的及び第3者へ情報提供に関する説明を行い、同意を得ましたので、本書2通を作成し1通を交付しました。

事業者	事業者名	株式会社 妙義会
	住 所	富岡市妙義町上高田 653 番地
	代 表	代表取締役 竹内 剛尊
	事業所名	・デイサービスセンター みょうぎ ・サテライト たかた
	指定番号	群馬県 1071000861
	【説明者】	職務

氏名

私は、本書面により、事業者から通所介護及び総合事業の契約及び重要事項の内容、個人情報の利用目的及び第3者への情報提供に関する説明を受け、同意し文書の交付を受けました。

利用者	住 所
	氏 名

家 族	住 所
	氏 名

代理人	住 所
	氏 名